

高知県人権教育推進プラン(令和7年改定版) (案)

人権尊重の保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域づくりをめざして

高知県教育委員会

目 次

第1章 高知県人権教育推進プランについて

1 人権教育推進プランとは	1
2 人権教育推進プラン改定の背景	1
3 人権教育推進プランの点検と見直し	6
4 人権教育がめざすもの	8
5 人権教育を通して育てたい資質・能力	9
6 人権教育の成立基盤となる教育・学習環境	9

第2章 人権教育の推進について

1 人権教育の総合的な推進	1 1
(1) 就学前教育及び学校教育	
(2) 社会教育	
2 人権教育の推進にあたって大切にすべきこと	1 6
(1) 就学前教育の取組	
(2) 小学校以降の学校教育の取組	
(3) 社会教育の取組	
(4) 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働	
(5) 関係機関・NPO等との連携	

巻末資料

1 人権教育に関するアンケートの結果（抜粋）	
2 高知県人権施策基本方針 ―第3次改定版―（抜粋）	
3 高知県人権教育推進プランにおける県教育委員会の取組	

第1章 高知県人権教育推進プランについて

1 人権教育推進プランとは

高知県人権教育推進プランは、「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「高知県人権施策基本方針」、「高知県人権教育基本方針」※1に基づき、高知県教育委員会としての人権教育を基盤とした高知県の教育施策の方向性や、就学前教育、学校教育、社会教育の分野における取組を明記したものです。また、推進プランに掲げる人権尊重の理念や具体的な取組等については、高知県の「教育等の振興に関する施策の大綱」や、「高知県教育振興基本計画」に位置付け、一体となって人権教育を推進していきます。

2 人権教育推進プラン改定の背景

高知県人権教育推進プランは、平成15年に策定され、4度の改定を経て現在に至っています。この間、新たな人権課題が位置付けられるなど人権教育をめぐる動向は変化してきました。

国際的な動向としては、「人権教育のための国連10年」※2の取組の終了後、世界的規模で人権教育をさらに発展させるために「人権教育のための世界計画」※3が平成17（2005）年からスタートしています。この世界計画は、人権教育の具体的な行動計画を数年ごとの段階（フェーズ）に分けて示したものです。現在、世界計画は第4段階〔令和2～6（2020～2024）年〕となり、令和7年に向け、第5段階の検討が開始されています。また、SDGsの土台にも人権が据えられており、人権を抜きにしてその目標を達成することは困難な状況です。さらに、技術革新が進む中でAI等の先端技術が人権と調和した形で社会に実装されるよう、あらゆる分野で人権に関する理解を深め、人権感覚を養い、人権尊重の精神を涵養することや、社会の変化を踏まえつつ人権を巡る様々な要素を随時捉え直していくことが必要不可欠となっています。こうした国際的潮流の中で、人権教育の推進を継続的に図ることはますます重要となっています。

国内の動向としては、学校教育における人権教育をより充実させるため、平成20年3月に文部科学省から「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」※4が公表されました。令和6年3月には社会情勢の変化を踏まえ、第三次とりまとめを補足するものとして作成された「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」が改訂されたところです。

また、令和5年4月には「こども基本法」が施行されるとともに、こども家庭庁が発足し、「こどもがまんなかの社会」の実現に向け、こどもの権利を守る取組の推進が図られています。

さらに、令和5年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、令和6年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

本県の動向としては、“全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり”をキーワードとして、平成26年に人権施策を推進するための「高知県人権施策基本方針 ー第1次改定版ー」※5が策定され、県民に身近な7つの人権課題※6に加えて、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権の3つが新たに位置付けられました。平成31年には、「高知県人権施策基本方針 ー第2次改定版ー」が策定され、第1次改定以降の人権に関する法律や計画等の内容を盛り込むほか、県の取り組む人権課題に「性的指向・性自認」を新たに加え、県民に

身近な 11 の人権課題とし、さらに充実した施策の推進に取り組むこととしました※7。令和 6 年 3 月には、「高知県人権施策基本方針 ー第 3 次改定版ー」※7 が策定され、新たに相談・支援体制の充実や、差別事象への対応力強化等について追記されました。

高知県教育委員会では、高知県の「教育等の振興に関する施策の大綱」や高知県教育振興基本計画に基づき、保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域や教育行政など、全ての人や組織が、それぞれの役割や責任を認識した上で、力を合わせて子どもたちを育成していく取組を進めています。

このような国内外の状況を踏まえ、人権教育のさらなる充実を図るという視点から、高知県人権教育推進プランの改定を行いました。令和 2 年の改定に引き続き、次のようなポイントに沿って作成をしています。

改定のポイント

- 1 人権を取り巻く社会状況の変化や、国及び高知県における人権施策等に対応したものとします。
- 2 人権教育に関するアンケート（高知県）の結果を踏まえ、☆「自尊感情の育成」と「多様性・包摂性を尊重する教育の推進」を重視し、ポイントを示しています。
- 3 高知県教育振興基本計画等との一体化を図るとともに、具体的取組を拡充し、実効性のあるものとします。

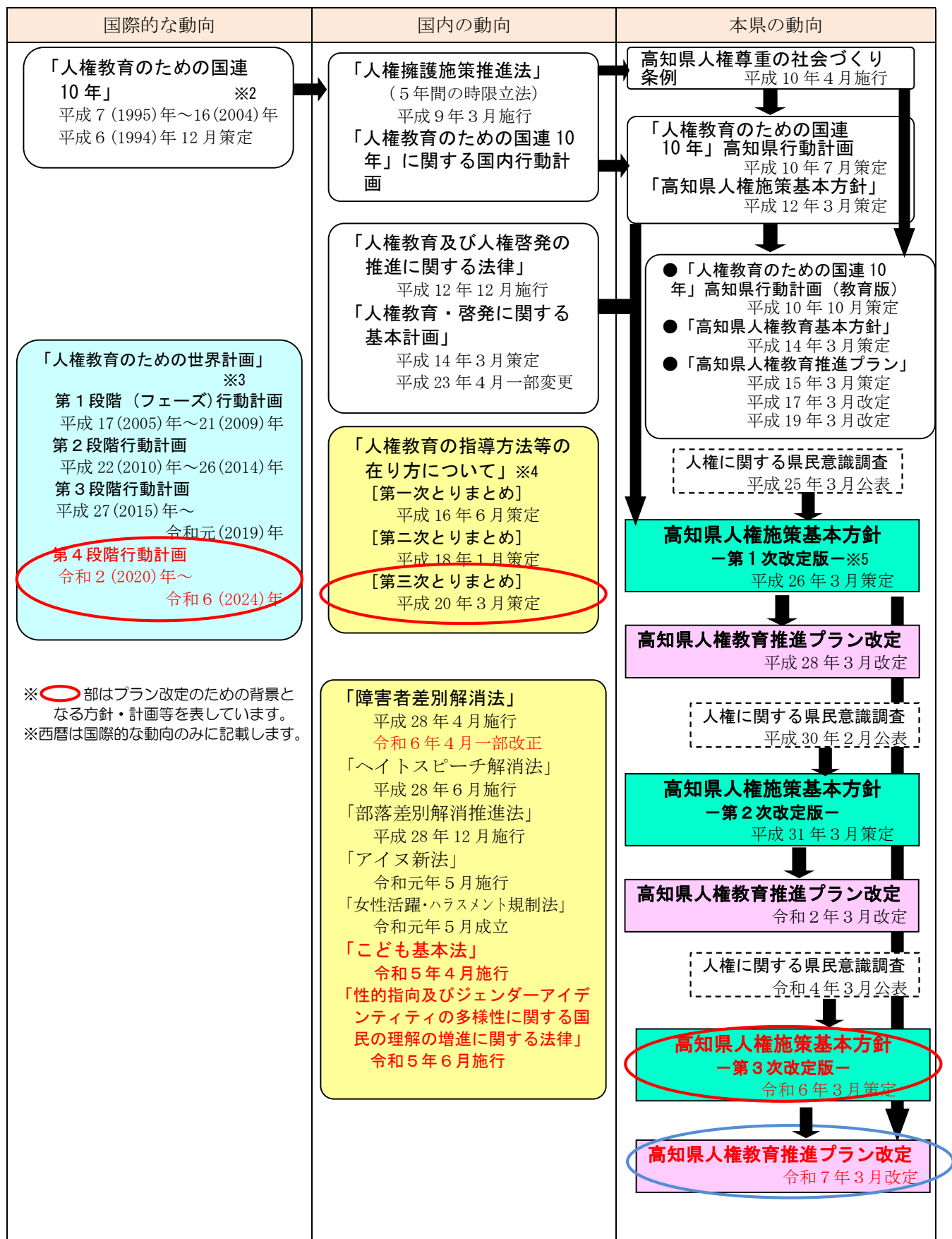
以上の 3 つのポイントを踏まえ、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野における人権教育を推進します。

☆「自尊感情の育成」と「多様性・包摂性を尊重する教育の推進」

「第 3 期教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「教育大綱」）、「第 4 期高知県教育振興基本計画」（以下「教育振興基本計画」）において、基本目標として「豊かな心の育成と、多様性・包摂性を尊重する教育の推進」が掲げられている。この中で、「社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、自尊感情、夢や志、他者への思いやりや人権意識、規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性を育みます。」とあり、「自尊感情の育成」及び「多様性・包摂性を尊重する教育の推進」に関する記述がある。

「自尊感情の育成」については、自尊感情を「自分をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を好きだと思える気持ち」（『Let's feel じんけん〜気持ちから行動へ〜』高知県教育委員会）と捉え、これまでも県として人権教育施策を通して取組を行ってきた。

「多様性・包摂性を尊重する教育の推進」については、「教育大綱」、「教育振興基本計画」において、社会的包摂の重要性のもと、目指す人間像として、「多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働し合う人」が新たに設定されたことと関連している。なお、ここで挙げた社会的包摂については、国の第 4 期教育振興基本計画において、「社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要がある。」と明示されている。



※1 「高知県人権教育基本方針」

平成14年に高知県教育委員会で策定したもので、あらゆる教育の場で、人権尊重の精神の涵養^{はんよう}を目的とした教育活動に取り組むという方針を定めている。

※2 「人権教育のための国連10年」：平成7（1995）年～16（2004）年

国連をはじめとした国際社会はもとより、国際地域社会、各国、さらには各地方レベルにおいて創意工夫を凝らして人権教育に取り組むことによって世界中に人権文化（＊）を構築し、全ての人々の人権が尊重される平和な世界を創造していくことを目的としている。

この国連の行動計画では、「人権教育」について「知識と技術の伝達及び態度の形成を通し、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されている。

＊「人権文化」

「人権という普遍的な文化」と同義。「人権教育のための国連10年」では、その基本理念として「人権という普遍的な文化」を掲げ、その意味することは、人権についてお互いが理解し、尊重しあう暮らしのなかの一つの文化（人権文化）として、当たり前になっている社会の在り方のことである。

参考：高知県人権施策基本方針 ー第1次改定版ー

※3 「人権教育のための世界計画」

「人権教育のための国連10年（1995～2004年）」の終了を受け、平成16（2004）年4月、第59回国連人権委員会において、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連10年フォローアップ決議〔平成16（2004）年7月1日〕」が無投票で採択された（我が国は共同提案国）。「人権教育のための世界計画」では、終了時限を設けずに段階（フェーズ）及び行動計画を策定している。

参考：外務省HP URL: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/>

※4 「人権教育の指導方法等の在り方について」

〔第一次とりまとめ〕平成16年6月策定

「人権教育とは何か」について、わかりやすく提示するとともに、学校教育における人権教育の現状について、「知的理解にとどまり、人権感覚が十分身についていないなど指導方法の問題」があるとして、人権教育の改善・充実についての基本的な考え方や目標、指導の改善充実に向けた視点を示している。

〔第二次とりまとめ〕平成18年1月策定

指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供している。第一次とりまとめを踏まえて、学校としての組織的な取組と関係機関等との連携や、人権教育の内容及び指導方法等、学校及び教育委員会における研修等の取組について示している。

〔第三次とりまとめ〕平成20年3月策定

第二次とりまとめが示した理論的理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載（「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編）している。人権に関する知的理解を大切にしつつ、人権感覚を育み、様々な場面で具体的な態度や行動に現れるようにすることを目標とし、より具体的な指導方法の改善・充実に向けた内容を示している。

参考：文部科学省HP URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/O24/index.htm

※5 「高知県人権施策基本方針ー第1次改定版ー」

「人権教育のための国連10年」高知県行動計画と「高知県人権施策基本方針」を一本化する形で平成26年3月に策定されたものであり、人権教育・人権啓発の基本的な方向性を明らかにするとともに、県民に身近な10の人権課題を解決していくための推進方針と関係部署の具体的な取組を示している。

※6 県民に身近な7つの人権課題

平成10年4月に施行された「高知県人権尊重の社会づくり条例」で示された同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人の人権課題のことである。

※7「高知県人権施策基本方針 ー第3次改定版ー」

相談・支援体制の充実や、差別事象への対応力の強化に向けた取組などを新たに盛り込み、令和6年3月に策定された。この中で掲げられている身近な人権課題ごとの県の施策の推進方針を以下の表で示す。

「高知県人権施策基本方針 ー第3次改定版ーにおける身近な人権課題ごとの県の施策の推進方針」

人権課題		県の施策の推進方針
同和問題		同和問題は人権問題の重要な課題の一つであるとの認識のもと、その解決に向けた取組を推進し、差別のない安心して生活できる社会の実現を目指します。 ①同和問題への正しい理解と認識を深める教育・啓発の推進 ②同和問題に関する相談・支援体制の充実
女 性		家庭や職場、地域など、あらゆる場面で、女性の人権がその他の性と対等に尊重され、配偶者等からの暴力や、性暴力被害への対策、困難な問題を抱える女性への支援を通じて、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現を目指します。 ①性別に関わらず平等に人権を尊重する教育・啓発の推進 ②あらゆる分野への女性の参画の推進 ③女性に対するあらゆる暴力の根絶と包括的な支援体制の充実
子ども		子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで安全安心に成長できる環境づくりを推進し、子どもがお互いの人権を尊重する社会の実現を図ります。 ①子どもの人権を尊重した教育の推進 ②子ども自身が自他を大切にし、社会を生き抜く力を身に付ける教育の推進 ③いじめ、不登校、体罰根絶などの対策の推進 ④子どもの人権に関する社会的関心の喚起、意識啓発の推進 ⑤親子の対話やふれあい、地域社会での生活体験や自然体験の機会の充実 ⑥児童虐待防止対策の推進 ⑦子どもに関する相談・支援体制の充実
高齢者		高齢者の人権が尊重され、安全安心に健康で生きがいをもって生活していける社会の実現を図ります。 ①高齢者への理解を深める教育・啓発の推進 ②世代を越えた交流やふれあいの機会の充実 ③高齢者の雇用や社会参加の促進 ④高齢者の人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実
障害者		障害のある人もない人も、共に支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」の実現を目指します。 ①障害及び障害のある人に対する正しい理解や、合理的配慮の提供等に関する普及・啓発の推進 ②身近な地域での相談・支援体制の充実や権利擁護に関する取組の推進 ③障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び、共に育つ交流及び共同学習の推進 ④障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視점에立った特別支援教育の推進 ⑤障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備 ⑥社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ（利用のしやすさ）環境の整備 ⑦「ひとにやさしいまちづくり」の推進
感染症患者等	エイズ・HIV	患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域で共に生活できる社会の実現を図ります。 ①エイズ等の感染症について正しい知識を身に付ける教育の推進 ②感染予防対策を通じた啓発活動の実施や正しい情報の提供 ③エイズ患者・HIV感染者への相談・支援体制の充実
	ハンセン病	ハンセン病元患者等が差別を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①ハンセン病について正しい知識を身に付ける教育の推進 ②ハンセン病について正しい知識の普及・啓発活動の推進 ③ハンセン病元患者等への支援体制の充実

	新型コロナウイルス感染症等	新たな感染症が発生した場合、感染症の患者等が差別や偏見を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①新たな感染症についての正しい知識を身に付ける教育の推進 ②新たな感染症についての正しい知識の普及・啓発活動の推進 ③新たな感染症患者等への支援体制の充実
	外国人	多様な文化や民族の違いを理解し、外国人にとっても安心して暮らしやすい、差別や偏見のない社会の実現を図ります。 ①多様な文化を理解し合う教育・啓発の推進 ②外国人との交流やふれあいの機会の充実 ③外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進 ④外国人に関する相談・支援体制の充実
	犯罪被害者等	犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支え、安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発の推進 ②犯罪被害者等への相談・支援体制の充実
	インターネットによる人権侵害	インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現を図ります。 ①インターネットによる人権侵害を予防するための教育・啓発活動の推進 ②インターネットによる人権侵害への対策の推進 ③インターネットに関する相談・支援体制の充実
	災害と人権	災害時においても、全ての人の人権が守られ、安心して生活を送れる社会の実現を図ります。 ①災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進 ②人権の視点に立った災害時の対応に関する体制づくりの推進
	性的指向・性自認	社会全体が、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現を図ります。 ①性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発の推進 ②性的指向や性自認を理由とした偏見や差別に対する相談や支援体制の充実

3 人権教育推進プランの点検と見直し

このプランに掲げる取組については、「高知県人権教育推進委員会」※8で、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）による進捗管理を行い、その結果を「高知県人権教育推進協議会」※9に報告します。

高知県教育委員会は、人権を取り巻く社会情勢等の変化などを踏まえ、「高知県人権教育推進協議会」の意見を聞くとともに、「人権に関する意識調査」の結果や人権教育の取組状況などを基にプランの検証を行い、原則として5年ごとに見直しを行います。

※8「高知県人権教育推進委員会」

「高知県人権施策基本方針」及び「高知県人権教育基本方針」に基づき、人権教育行政を総合的・効果的に推進するために、高知県教育委員会の事務局内に設置されている委員会のことである（高知県人権教育推進委員会設置要綱 第1条）。

※9「高知県人権教育推進協議会」

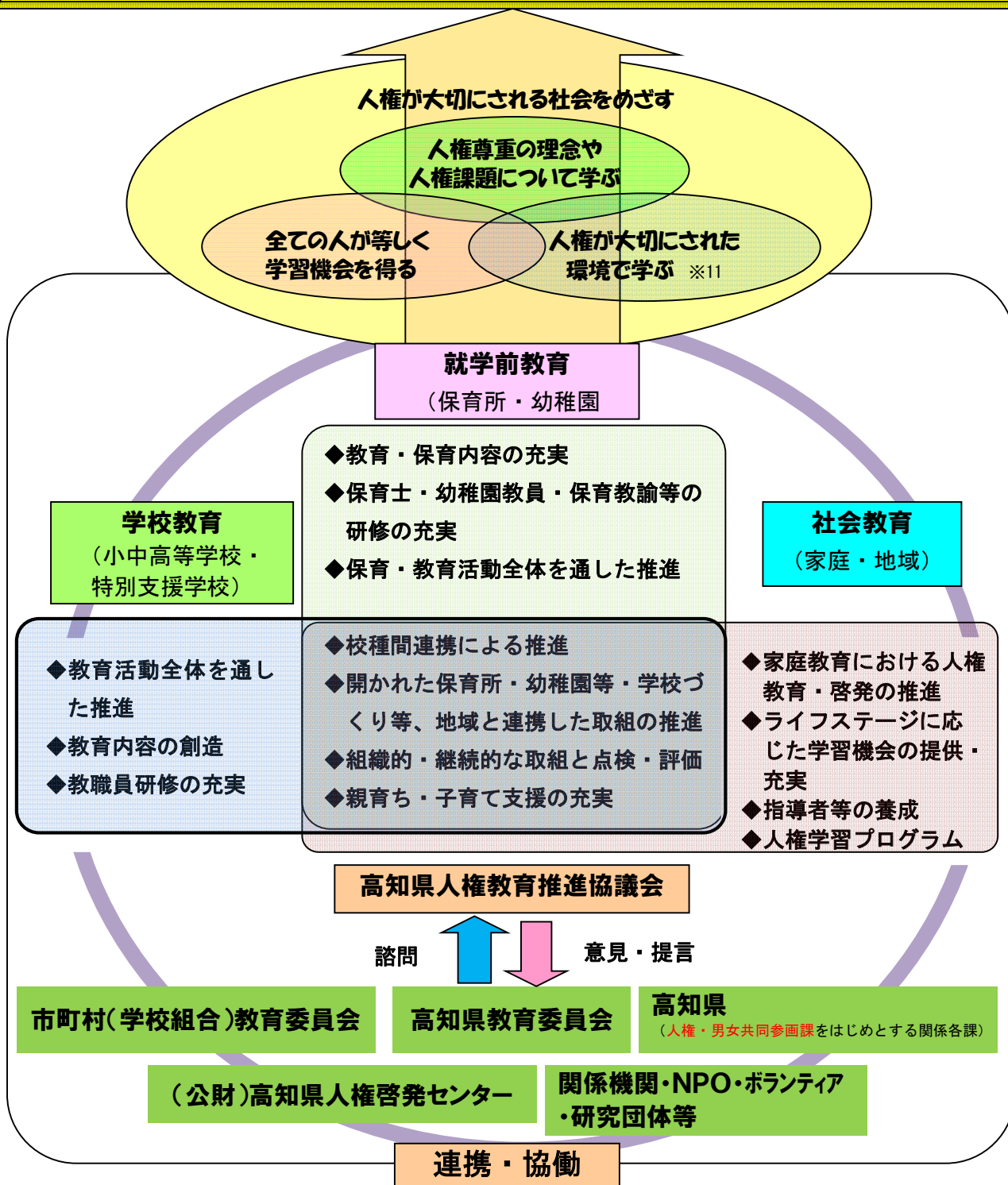
高知県教育委員会が、高知県における人権教育を総合的に推進するために設置したもので、次に掲げる事項について協議し、高知県教育委員会に対し意見を述べる役割を担っている。

- (1) 人権教育の推進方策に関すること。
- (2) 人権教育の拡充・強化に関すること。
- (3) その他、人権教育推進上必要な事項に関すること。

参考：高知県人権教育推進協議会設置規程

人権教育推進プランの全体像

県民一人ひとりが人権尊重の理念や人権問題の正しい認識と理解を深め、自らが考え、判断し、相手の立場に立って行動できる
豊かな人権感覚を身に付けることを通して人権文化を創造する ※10



※10「豊かな人権感覚を身に付けることを通して人権文化を創造する」

第11期高知県人権教育推進協議会提言のテーマであり、県民一人ひとりが人権尊重の理念や人権問題の正しい認識を深め、自らが考え、判断し、相手の立場になって行動できるように必要な取組等について、協議、提言がなされた。

※11「人権が大切にされた環境で学ぶ」

人権が大切にされた環境には「隠れたカリキュラム」も含まれる。「隠れたカリキュラム」とは、正規の教育課程だけでなく、児童生徒自らが学ぶ全ての事柄を表す。また、学校・学級の雰囲気や在り方、教育する側の無意識・無自覚な行為も含まれる。児童生徒の人権感覚の育成には、体系的な正規の教育課程と並んで、「隠れたカリキュラム」が重要であり、教職員が一体となった組織づくりや場の雰囲気づくりが重要である。

〔第三次とりまとめ〕参照

4 人権教育がめざすもの

“人権”とは、一人一人が人間らしく生きていくために、生まれながらにしてもっている大切な権利であり、人が個人として尊重され、安全で安心して生活を送るために欠くことのできないものです。

全ての人は、一人一人がかけがえのない存在として認められ、自分の可能性を最大限に伸ばし、自分らしく幸せに生きたいと願っています。また、一人一人の人権が尊重され、生まれてきてよかったと感じられる人生を送りたいと思っています。

しかし、現実には、人権に関する様々な問題が存在しています。“全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会”を実現するために、私たち一人一人があらゆる場で人権教育に積極的に取り組み、その問題を解決していくことが大切です。

「高知県人権施策基本方針―第3次改定版―」においても「全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり」がキーワードとなっています。そのための人権教育における達成目標（K P I）として、「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う」児童生徒の割合、「立場や年齢、考え方の異なる相手でも、その意見を聞き、理解しようとしている」生徒の割合、「人権参観日やP T A人権教育研修会を実施している」学校の割合を高めていくことが設定されており、県全体で取り組んでいくべきこととなっています。

「教育大綱」、「教育振興基本計画」においては目指す人間像として、「多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働し合う人」が追加されており、これを実現するための基本目標として、「豊かな心の育成と、多様性・包摂性を尊重する教育の推進」が図られることとなっています。これは、学習指導要領（平成28年改訂：高等学校は29年）の前文において、「一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。」（幼稚園教育要領にも同趣旨の記述あり）と示されていることと重なっており、今まさに人権教育に求められていることと言えます。

また、「教育大綱」、「教育振興基本計画」では、今後の施策として、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権教育の推進」を進めていくとしています。一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、全ての教育活動において人権教育の視点（人権に関する理解や人権感覚の育成）が確認され、組織的に取り組まれていくことが重要です。

これらのことから、本プランにおいては「自尊感情の育成」及び「多様性・包摂性を尊重する教育の推進」を高知県の人権教育の柱として取組を進めていきます。

5 人権教育を通して育てたい資質・能力

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養※12を目的とする教育活動」であり、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることと、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年）に示されています。

〔第三次とりまとめ〕では、学校における人権教育の目標を、「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れる

とともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」としています。

この目標を達成するためには、人権に関する知的理解と自分の大切さとともに他の人の大切さも認める人権感覚をバランスよく身に付けることが大切です。次ページの図で示しているように、人権に関する知的理解とは、知識的側面について自ら積極的に学ぶことで深まるものです。そして人権感覚は、価値的・態度的側面と技能的側面の学習で高められるものです。

こうした人権に関する知的理解と人権感覚の両方が身に付くことによって、自分や他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度が生まれ、自分や他者の人権を守るための実践行動につながります。

※12 涵養

水が物質に自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること

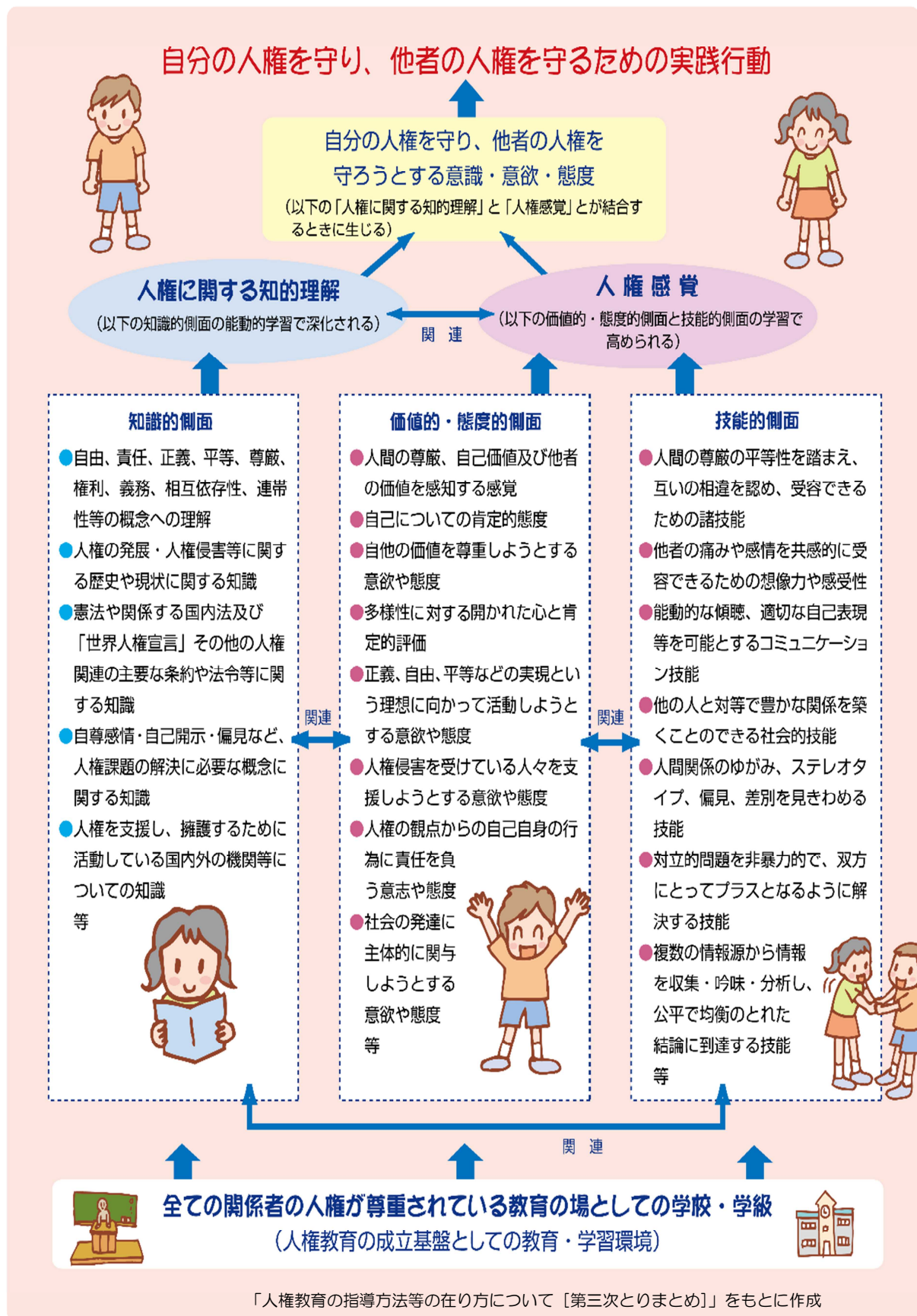
6 人権教育の成立基盤となる教育・学習環境

人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則の上に成り立つものです。

また、人権教育を進める際には、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習の場の人間関係や全体としての雰囲気などの在り方がきわめて大きな意味をもち、重要な基盤をなします。人権教育が効果を高めるためには、まず、その教育・学習の場自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められます。

令和4年に改訂された生徒指導提要においても「安全・安心な風土の醸成」が生徒指導の実践上の視点として示されています。生徒指導提要では、「他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではありません。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らが作り上げるようにすることが大切です。」（参照：第1章 1.1.2 生徒指導の実践上の視点）と示されており、これは学校に限らず全ての人権教育の場に当てはまる視点であると言えます。

人権教育を通して育てたい資質・能力



第2章 人権教育の推進について

人権教育は、全ての人の人権が尊重され、**多様性を認め合い、誰もが安心して生活できる社会**の実現をめざす教育であり、発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深める取組を系統的・継続的・総合的に推進することが必要です。

そのために、学びの連続性の観点から段階に応じて、就学前教育、学校教育、社会教育のそれぞれの場で実践できるよう、また、それぞれの分野が連携、協働するとともに、関係機関とも連携した取組につながるよう、高知県教育委員会として支援を行い、人権教育を総合的に推進していきます。

1 人権教育の総合的な推進

人権教育は、社会に存在している様々な人権課題の解決を図り、人権が尊重された社会づくりをめざしています。

私たちが自分の能力を十分に発揮し、人権教育がめざす社会をつくり上げていくためには、これまでの歴史の中で確立されてきた私たちの基本的人権や、その権利を行使することの意義や責任について学ぶことが大切です。

また、現代社会には、様々な差別や偏見があり、基本的人権が守られているとは言えない状況にあります。そして、社会の進展とともに人権課題も**多様化しています**。「高知県人権施策基本方針 一第3次改定版」では、県の取り組む人権課題、「同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、**感染症患者等（エイズ・HIV、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症等）**、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認」を中心に「**人権教育・啓発の推進**」と「**相談・支援体制の充実**」を図るとされています。これら個別の人権課題の解決には、それぞれに固有の歴史や特質などがあることを踏まえて、正しい理解と認識を深めることとともに、学んだ知識を活用できる力を身につけることが必要です。差別の現実や社会の実態から深く学ぶという視点を基本にしつつ、子どもも大人も人権課題について**主体的に理解を深め、人権意識を養うことができるよう**、具体的な取組を実施していくことが重要です。

人権に関しての知的理解を深めるには、法の下での平等や個人の尊重といった人権について学習する普遍的な視点と、それぞれの人権課題について学習する個別的な視点の双方が必要であり、これらをバランスよく様々な教育活動で展開し、学校の教育活動全体を通じて行うことが重要です。

人権教育は、知的理解だけで終わるのではなく、全ての人が**尊重され、安心して生活できる社会**をつくることをめざしています。そうした社会を実現するためには、**それぞれの多様性を相互に認め合い、互いに高め、尊重し合うことが必要となり、また、目的を達成するために協力し合うことができる力を育むことが必要となります**。保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域や教育行政など、全ての人や組織が、連携してそれぞれの役割や責任を認識した上で、一体となって人権教育に取り組むことが大切です。

＜普遍的な視点と個別的な視点＞

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していくうえで、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされています。

出典「人権教育・啓発に関する基本計画」

＜人権学習を進めるために大切にしたいポイント（学校教育における実践例）＞

同和教育の実践を基に人権教育で大切にしたいポイントを以下の6点に整理して示します。

（１）現実や実態から学ぶ

人権について正しく学ぶとともに、人権課題の現状を正しく認識しましょう。同時に、差別や人権侵害で苦しんでいる人、いじめや家庭環境等でつらい思いをしている子どもの現実や実態から学び、課題解決に向けて取り組みましょう。

（２）自分との関わりを見つめる

人権尊重の理念や人権課題が、決して他人事ではなく、自分と深くかかわっていることを実感することが大切です。そのため、自分のこれまでの経験や体験を振り返り、考え方や言動を見つめ直しましょう。

（３）知識・技能・態度（人権教育を通して育てたい資質・能力）を身に付ける

「知識」としてだけの学びだけではなく、「態度」や「技能」と互いに関連させながら、それぞれをバランスよく育み、日常生活や社会生活のなかで人権課題の解決に向けて行動できるようになることをめざしましょう。

（４）参加・体験による主体的な学びを取り入れる

学習者がいきいきと参加し、体験を通して主体的に学ぶことを重視しましょう。その手法として、探究的な学習などを積極的に取り入れましょう。

（５）組織的、計画的に取り組む

人権教育主任を中心に組織として人権教育についての全体計画・年間指導計画を策定しましょう。また、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のシステムを確立し、育成すべき資質・能力などの見通しをもって、計画的に取り組を進めましょう。

（６）連続性と協働の視点で取り組む

子どもの成長・発達を軸として、校種間での教育の連続性を大切にしましょう。保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域が協働して、子どもの育ちを支えていきましょう。そのためにも、開かれた保育所・幼稚園等・学校づくりを積極的に進めていきましょう。

(1) 就学前教育及び学校教育

① 教育の機会の確保

「世界人権宣言」でも謳^{うた}われているように、教育を受けることそのものが人権の一つです。全ての人々に教育を保障していくことは、人権教育を進める前提となります。

同和教育のなかでは、長期欠席・不就学の子どもの教育を受ける権利を保障する取組が行われてきました。

また、平成28年には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」※13が公布され、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援や、普通教育に相当する教育を十分に受けていない者への就学機会の提供等、教育の機会の確保等に関する施策を総合的に推進することが定められました。その後、令和5年3月には、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」が取りまとめられました。

いじめや不登校などでつらい思いをしている子どもや、経済的理由等から厳しい環境に置かれている子どもはもちろんのこと、年齢や国籍、その他の置かれている事情に関わりなく、学習機会が奪われることがないよう、多様な教育機会を保障する必要があります。また、発達障害等を含め特別な教育的支援を必要とする子どもに対しては、将来の社会参加と自立に向けて、幼児期から一人一人の特性に応じた学習の機会や学習内容も充実していくことが重要です。

令和5年4月には次代の社会を担う全ての子どもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す「こども基本法」が施行されました。

私たちは、常に子どもの置かれている背景を捉え、一人一人の子どもの状況に応じた取組を保育所・幼稚園等や学校全体で行っていくとともに、地域や保護者、関係機関と連携・協働しながら、きめ細かな支援を行うことが大切です。

※13 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（法律第百五号）

（文部科学省）抜粋

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情に関わりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

＜今日も机にあの子がいない＞

終戦直後の混乱時には、極度の貧困等を理由に、学校に行けなかった子どもが被差別部落を中心に大勢いました。その長期欠席・不就学対策として、昭和25年に高知県において、全国で初めて福祉教員が配置されました。福祉教員は、長期欠席・不就学の子ども出席を促すために、日々家庭訪問を繰り返し、子どもや保護者、地域に義務教育の保障を働きかけました。そして、学力の向上や進路の保障に向けた取組を進めてきました。「今日も机にあの子がいない」とは、その福祉教員たちの地道で熱心な取組をまとめた実践記録のタイトル名です。

＜識字学級＞

識字学級とは、差別などにより就学適齢時に満足な学習機会に恵まれず、文字の読み書きの力を十分に身に付けることができなかった方々に対して、その力を取り戻すための学習会のことです。

『『高知の識字』資料集』（高知県教育センター 平成2年）に、「識字運動とは、字を識る運動のことであるが、日本の場合、部落解放運動のなかで『部落差別によって奪われた文字を取り返す営み』として重視され、識字学級を中心に取り組まれています。」と著されています。

② 人権が尊重された環境づくり

学校や地域の学習会など教育の場において、一人一人の人権が尊重された環境でなければ、教育活動は十分な効果をあげることはできません。自分や他者の人権が大切にされている心地よさを経験することによって、人権尊重の大切さを実感するようになります。学習者は「隠れたカリキュラム」（教育する側が教えようと意図する・しないに関わらず、学習者がその場の雰囲気や環境から学びとっていく全ての事柄）のなかで学んでいるということを踏まえて、**教育活動全体を通しての取組**を進めていくことが大切です。

そのために、就学前教育及び学校教育においては、直接指導する保育者・教職員の姿勢そのものが人権教育の重要な部分とも言えます。子ども一人一人の大切さをしっかり自覚し、一人の人間として接することが大切になってきます。“一人一人の生活実態や、行動に至るまでの原因・背景をつかんで指導しようとしているか”“互いによさを認め合い支え合える人間関係を学級に築くことができているか”**“子どもがＳＯＳを出せる信頼関係はできているか”**など、実践を通して、自らの人権意識を確認しながら、子ども自身が、自らの大切さや他の人の大切さを認めることができるような環境づくりに、主体的に取り組むことも重要です。

また、何かあれば周りの大人や、友だちに相談できるＳＯＳを出せる力の育成も大切になってきます。そのためにも、発達段階に応じた自尊感情の育成が大切になります。

これらの取組を、保育者・教職員の個々の力量のみに頼るのではなく、保育所・幼稚園等・学校のそれぞれの場で、主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用し、**小さなＳＯＳを見逃さず、「チーム学校」として支援をする環境づくりを実現していくことが重要です。**

(2) 社会教育

社会教育には、地域住民一人一人のもつ資質や能力を高め、その力を地域活動に活かす「人づくり」、人々の活動が地域の課題解決や地域の活性化につながる「地域づくり」、そして、それらの活動を通して地域住民の間につながり意識が生まれる「つながりづくり」という大切な意義があります。

地域社会は、人々との日常の交流を通して、善悪を判断し、お互いの人権を尊重する意識や相手を思いやる心を育む学習の場です。

また、家庭教育はすべての教育の出発点であり、家族間でのふれあいを通して、他者への思いやりや生命の尊重、人間の尊厳など、人権に関する基本的な学習の場として、さらに、人格を形成する場として、重要な役割を担っています。

近年、社会・経済が急速に変化するとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするためには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境を整備していくことが重要になってきます。また、少子・高齢化や過疎化、核家族化等を背景とする中で、家庭での子どもへの過干渉や放任・虐待、高齢者への介護放棄、配偶者等による家庭内暴力（ＤＶ：ドメスティック・バイオレンス）などの様々な人権侵害が生じており、その観点からも、全ての住民に生涯の各ステージで、人権尊重の理念や人権課題についての学習の機会を充実する

ことが必要です。さらに、読み書きが困難な非識字者や外国籍の住民の方々に、生活する上での基礎的な能力を身に付けるための学習の場を保障することや、いじめなどの理由により十分に学校に通うことができず、結果としてニートやひきこもり状態にある人々の社会的な自立を支援するための仕組みづくりも必要です。

あらゆる場面で一人一人の存在や発言の機会が大切にされる環境づくりに努めるとともに、学習活動においては、参加体験型などの手法を用いることにより、互いの気付きや考えの深まりを大切にし、学習者自身の意識の変容や実践行動につなげるきっかけをつくることが重要です。

人権尊重の理念や人権課題についての一人一人の学びの成果が、生活の様々な場面で発揮されることで、地域や社会に好影響がもたらされます。これらの取組を通して人権が尊重される地域づくりや社会づくりをめざします。

2 人権教育の推進にあたって大切にすべきこと

(1) 就学前教育の取組

1) 就学前教育期の子どもの状況

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて大切な時期です。この時期に、一人一人の子どもの人格や個性が尊重され、人権尊重の芽生えをはじめとする豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって非常に重要です。この時期に培われた人権感覚が、将来、自分や他者の人権を大切にし、いじめなどの問題や人権侵害を解決しようとする意識や態度、行動につながっていきます。

☆就学前教育における「自尊感情の育成」と「多様性・包摂性を尊重する教育の推進」のポイント

「自尊感情の育成」

- ・ 乳幼児期の自尊感情の芽生えは、身近な大人との愛着の形成や基本的信頼感の獲得が重要である。周りがありのままの姿を認めてくれるからこそ、自己を肯定できるようになる。
- ・ 発達段階に応じた自尊感情の育成については、一人一人の実情に応じた関わりが大切である。乳幼児期は発達の個人差が大きいため、個人差と個性を大事にするということが大切である。

「多様性・包摂性を尊重する教育の推進」

- ・ 受容的・応答的な関わりからなされる心の発達が非常に重要となる。子どもたち一人一人には、心の発達の個人差、個々の特性等があり、同じものを見たり、体験したりしても、個々の見方や考え方、感じ方に違いがあり、それらを大事にしていくことが必要になる。

2) 取組の主な方向性

① 教育・保育内容の充実

保育所・幼稚園等では体験や遊びを中心とする生活の中で、子ども自身が大切にされていると感じられるような関わりを積み重ねていくことが大切です。その中で、自分をかけがえのない存在として認めることができる自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えを育むなどの教育・保育の充実が求められています。その実践のためには、保育士・幼稚園教諭・保育教諭等も豊かな人権感覚を育み、互いの人権が尊重されている状況を実感できる教職員集団づくりに取り組むことが重要です。

② 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等研修の充実

就学前教育・保育では、専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化が望まれます。

子どもが互いに人権を大切にしながら充実した生活を送るためには、基本的な生活習慣を身に付けることや、社会現象、自然環境への興味・関心を高めることが重要であり、保育士・幼稚園教諭・保育教諭等は、そのための教育・保育内容や保育技術等の向上に努めなければなりません。併せて、身近な人権課題について、正しい理解と認識を深めるなど、人権尊重の理念を理解・体得することが求められています。

③ 親育ち・子育て支援の充実

乳幼児期は、人権感覚の基盤ともなる自尊感情を育んでいくことが重要です。子ども自身が愛されているということを体感すること、また、家族の一人一人から大切にされていると実感できるよう、そのための関わりを積み重ねていくことも大切です。また、子どものよりよい育ちには、親の心の安定と安心感を得られる生活環境が不可欠です。

しかし、核家族化や家庭・地域の教育力の低下などの社会環境の変化や厳しい経済状況などを背景に、子どもを虐待するなど良好な親子関係が築けない家庭があります。さらに、子育てに不安や悩みを抱え孤立したり、インターネット接続機器に頼った子育てになってしまったりする保護者も存在します。こうした状況を改善するため、保護者が子どもへの関わり方を身に付け、子育ての喜びが感じられるよう支援していく必要があります。保育所・幼稚園等や地域子育て支援センター等における子育て情報の発信や相談活動などを通して、家庭の実態や保護者の心情に寄り添いながら地域で親を支える子育て支援を進めていきます。

《保育所・幼稚園等での取組例》

- ① 職員が「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を活用し、環境構成や援助等の見直し、改善を行う。
- ② 子ども一人一人の状況や発達過程を踏まえて、意図的・計画的に保育環境を整え、興味・関心に基づいて自ら周囲の環境に関わるという直接的な体験を大切にした教育・保育を実践する。
- ③ 自然や人との関わりを通して、命の大切さに気付く心、人を大切にして思いやる心など豊かな心を育てるため、園内の自然環境を整備したり、季節感のある遊びを取り入れたり

するなどの保育環境づくりに取り組む。

- ④ 生活や遊びの中で**一人一人**の子どもが十分に自己発揮しながら、他の子どもと多様な関わりがもてるよう援助し、自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えにつながる教育・保育を**実践する**。
- ⑤ 教育・保育を取り巻く環境や教育・保育活動を改善するために、人権教育の推進体制に関する研修や、乳幼児・保育者・保護者に対する人権感覚の育成についての研修を**計画的・系統的に行う**。
- ⑥ 人権が尊重される環境づくりに向け、職員の姿勢そのものが人権教育の重要な部分であるという共通認識を図り、子ども理解を深め、子どもへの関わり方について指導力向上を図る研修を行う。
- ⑦ **日々の送迎時や連絡帳、行事や保護者研修などの様々な機会を捉えて、子育てに関わる相談活動や情報の発信を行ったり、保護者同士のつながりをつくったりする中で、保護者の状況や心情に寄り添いながら子育て力の向上を図る**。
- ⑧ 親育ち支援担当者を**中心に、園として親育ち支援のねらいや計画に基づいた支援を行い、実践力を高める**。
- ⑨ 厳しい環境にある子どもや、特別な支援が必要な子どもの特性に応じた教育・保育が**行われるとともに、**小学校へスムーズに引き継がれるよう、小学校や関係機関との連携をさらに進める。

(2) 小学校以降の学校教育の取組

1) 学校教育期の子どもの状況

① 義務教育期において

義務教育期は、学校や同学年の子ども達と過ごす時間が多くなり、他者との関わりから自分のことを客観的にとらえられたり、自らの生き方を模索しはじめたりする時期です。そのため、この時期には、学級をはじめ学校生活全体の中で、子ども同士が互いにかかけ合いの存在であることを実感できるような取組が必要です。この時期に培われた人権感覚は、自分の大切さと共に他の人の大切さを認めることにつながっていきます。

② 高等学校期において

高等学校期は、自我の形成もかなり進み身体的にもほぼ成熟し、自律の要求が高まっていく時期です。この時期に、他の人とともによりよく生きようとする態度や具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを身に付けられるようにすることが大切です。この時期に培われた人権意識（感覚）が、将来、自分や他者の人権を大切にし、社会の人権課題について解決しようとする意識や態度、行動につながっていきます。

③ 特別支援教育において

特別支援教育は、障害のある子どもの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。また、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ環境を整えることで、障害

の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる「共生社会」の形成の基礎となるものです。

☆学校教育における「自尊感情の育成」と「多様性・包摂性を尊重する教育の推進」のポイント

「自尊感情の育成」

- ・ 学校教育期の子どもの自尊感情に影響を与えるのは、「学習面」「友人関係」「家庭状況」の3点に関わることが大きい。これらの背景を理解し、支援することは自尊感情を高めることにつながる。

これら3点の状況が良好であるにもかかわらず自尊感情に高まりが見られない場合は、子ども自身の生育環境等の中で、自己や他者に対する固定的な見方や考え方が形成されている可能性がある。これを変化させるには、様々な学習を通してものの見方や考え方の変化を促すことや他者の考え方に触れながら、主体的・対話的な学びを進めることが必要である。そのためにも教職員は子どもたちに対して、様々な学習方法等を通し、自己決定させていくことが求められる。

「多様性・包摂性を尊重する教育の推進」

- ・ 子どもたちは一人一人が違う存在であることを教職員が十分に理解することが重要である。一人一人の子どもの良さや違いに応じて、他の子どもたちの前で具体的な伝え方で認めていくことや、子ども同士が話し合ったり、議論をしたりする学習の中で「様々な考え方があってよい」という安心感を持たせ、意見をどのように出せばよいかを伝える等、子ども一人一人が互いの良さや違いに気づき、認め合う学びの在り方が求められる。

また、様々な人たちが社会に存在し、全ての人が共生していくことについて子どもたちが学んでいくことが重要である。

2) 取組の主な方向性

① 学校教育活動全体を通した人権教育の推進

学校の人権教育は、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等のそれぞれの特質に応じて、教育活動全体を通して行われることが大切です。日常の学校生活も含めて、人権が尊重される学校・学級とするように努める必要があります。そのためには、生徒指導、学習指導と学力向上の取組、それらの基盤となる仲間づくりなどが、人権尊重の精神に立ったものとなることが不可欠です。こういったことを通して、子どもの自尊感情を育てることで、自分の存在の重要性に気づき、他者の人権を守ろうとする人権感覚が芽生えていきます。生徒指導においても、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるという人権感覚を育むことを通して、暴力行為やいじめなどの生徒指導上の諸課題の未然防止に努めることも重要です。

また、様々な子どもが共に学び、共に生きることの意義を踏まえ、教育環境や教育内容の充実に努める必要があります。多様性・包摂性を尊重する教育の推進という視点からも、多様な他者を知り、協働するための教育活動を推進していくことが求められています。子どもの意見をきちんと受け止めて聴くこと、子どもを現象面だけで判断するのではなく、その背景を含めてしっかりつかんで関わることなどが、取り組む上で大切な視点となります。さら

に自尊感情を育むためには、子ども同士が互いにかけてあげのない存在であることを実感できる取組が必要です。そして、これらの取組の前提として、互いを認め合い、支え合うといった人権感覚が確立された教職員集団づくりが重要です。

② 教育内容の創造

子どもが人権や自らの権利と責任について学ぶことにより、権利の主体であることを理解することや、権利を侵害されたりした場合に、他の人に助けや力を借りながら、人権が尊重される状態を回復することができる力を身に付けることが大切です。

そして、人権教育を通して育てたい資質・能力を身に付けさせるためには、子どもの実態等を踏まえて、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面からバランスよく学習内容を設定する必要があります。

また、子どもがいじめや差別をなくそうとする主体となるための教育内容の創造が求められています。人権課題については、学習者の状況によって、身近に感じるものとそうでないものがありますが、具体的な事例を通して、他者の心の痛みに触れたり共感したりすることで、自分や生活との関わりを考える機会となります。そのためには、探究的な学習活動を通して、子どもたちが主体的に取り組むことや、自己の生き方を考えることができるようにしていく必要があります。そして、身近なところから課題解決に向けた意欲や行動力を育むことが大切です。

その他、相手のことを意識したコミュニケーションスキルと、他の人と豊かな関係を築くことのできるソーシャルスキルは、人間関係を築く上でも重要です。“人と人をつなぐ”という視点に立って、学習活動を組み立て、日々の仲間づくりを進めることや、各教科等の学習や体験活動などを通して、子ども一人一人に、将来の生き方や在り方を考えさせることは、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育につながります。さらに、学校全体として個に応じた目的意識のある学習指導や望ましい人間関係づくりなどを大切にし、学習意欲の向上に努めることも大切です。

そして、このような教育内容を創造していくにあたっては、各学校で一人一台端末を活用し、子ども一人一人に最適な学習の在り方を提供することも不可欠となります。現実の社会と同様に、インターネット上においても、人権に関する知的理解や人権感覚を踏まえた実践行動が大切であることへの理解も求められます。

③ 教職員研修の充実

人権教育は、全ての教育の基本であり、教育活動全体を通し、子どもの発達段階に応じて創意工夫して取り組む必要があります。人権教育を進めるにあたっては、まず、教職員自らが人権尊重の理念を理解・体得することが大切です。人権尊重の理念や人権課題に対する深い理解と認識をもち、子どもを一人の人間として尊重するとともに、子どもを取り巻く様々な課題に対して日常的に関わっていくことが重要です。「隠れたカリキュラム」(P. 7 参照)の重要性を確認し、人権尊重のメッセージを含んだ言動が日々なされるよう、教職員の人権感覚を高めていくことが求められます。

各学校では、県民に身近な 11 の人権課題をはじめとする個別の人権課題への理解を深め

るために、校内研修や授業研究が行われることが重要です。教職員自身が人権に関する知的理解を深めることで、人権教育上の実践につながり、子どもたちの人権感覚を育てることにもつながります。

また、教育委員会や各学校において、人権教育についての研修を年間の研修計画に位置付けて計画的・継続的に取り組むことが大切です。

④ 組織的・継続的な取組とその点検・評価

校長のリーダーシップのもと、副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、人権教育主任（担当者）などを中心に、教職員が一体となって人権教育に取り組むための推進体制を確立し、人権教育の目標設定、指導計画の作成、教材の選定・開発などの取組を組織的・継続的に行うことが大切です。特に、人権教育主任（担当者）は、人権教育に関する企画立案、推進に関するコーディネートなど、推進体制の要として重要な存在です。

人権教育を推進していくためには、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）の確立が重要です。学期ごと、年度ごとなど定期的に点検・評価を実施し、その結果をもとに見直しを行うことや、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働本部などを活用して、保護者や地域の人たちに積極的に情報提供したり、意見を聞いたりすることも重要です。

また、人権教育の推進には、単一の学校だけでなく、校種間の連携も不可欠です。保育園・幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の間での系統的な連携や校区・地域内での包括的な連携がなされることが、今後の人権教育には求められます。

《学校での取組例》

- ① 教職員の姿勢や言動が人権教育の重要な部分であることを自覚し、日々の授業や行事等の学校生活において、子ども一人一人の存在を認めることで、子どもが自分自身の価値を認識できるようにし、自尊感情や自己有用感の育成を図る。
- ② 子どものもつ力や可能性を引き出す生徒指導を通して、子ども一人一人の自己実現を支えることに取り組むとともに、子ども同士が良さを認め合い、支え合える人間関係を築くことができるように、日々の授業や行事等での児童生徒が主体的に取り組む活動の場面や機会の設定を行う。
- ③ 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等の教育活動（防災教育、キャリア教育等を含む）を通して、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を高めるための効果的な取組について、教職員で共通認識を図り、カリキュラムマネジメントの充実を図る。
- ④ 全ての子どもが「分かる」「できる」実感を味わうことができるよう、ユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりに取り組む。
- ⑤ 部活動等の学級を離れ、学年を越えた活動を通して、仲間と深く関わり互いに競い、励まし、協力する中で友情を深め、よりよい人間関係の形成につなげるとともに、多様性への理解を深める。
- ⑥ いじめ、不登校などの生徒指導上の諸課題を未然に防ぐために、みんなが大切にされる

学校・学級づくりをめざし、日々の生徒指導や学習指導に取り組む。

- ⑦ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携することで、児童生徒が悩みや不安を気軽に相談でき、安心して過ごせる環境づくりに努める。
- ⑧ 地域の特色や子どもの実態などを踏まえて、協力・参加・体験を中核に置いた指導方法の工夫を行うとともに、人権教育を通して育てたい3つの側面（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）を日頃から意識して、バランスよく学習内容を設定する。
- ⑨ インターネット等に係る問題に対応するため、情報モラル教育実践ハンドブック等を活用した、情報モラル教育の推進を進めるとともに、各教科等における一人一台端末を活用した、発達段階に応じた教育内容の充実を図り、子ども一人一人が自律的にインターネットを活用する能力の育成を進める。
- ⑩ 子どもや地域の実情を踏まえ、人権教育目標の設定、計画的・系統的な人権教育全体計画・年間指導計画に基づいた取組を行い、PDCAサイクルによって検証・改善を進められるよう、人権教育に関する校内研修を実施する。また、校内研修の内容を踏まえた、個別の人権課題についての授業研究を通して、各教科等における人権教育を充実する。
- ⑪ 子どもの立場に寄り添いながら共感的に理解することや、個や集団に応じた指導・支援ができる実践的指導力を身に付けるための研修を実施する。
- ⑫ 発達障害等のある子どもの特性に応じた指導方法や個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等についての研修を行い、インクルーシブ教育の実践につなげる。
- ⑬ 学校の取組が家庭や地域及び、地域内の他の学校（同校種・異校種）、園に伝わるように情報を発信・共有し、縦横の連携による人権教育を推進する体制を確立する。

(3) 社会教育の取組

☆社会教育における「自尊感情の育成」と「多様性・包摂性を尊重する教育の推進」のポイント

「自尊感情の育成」

- ・ 子どもたちが困ったとき等には、周りに信頼できる大人が必要となる。そのため、保護者や地域の大人が子どもたちについての理解を深めることが求められる。

また、大人が協働的に子どもたちと接し、温かい目で見守ったり、頑張りを認め、前向きな言葉かけをしたりすることが子どもたちを勇気づけ、自尊感情を育成することにつながるとともに、子どもたちに関わる大人の自尊感情を高めることにもつながる。

「多様性・包摂性を尊重する教育の推進」

- ・ 多様性や包摂性を尊重する価値観を地域の人々に認識してもらうことが重要となる。そのためには学校等の教育機関が果たす役割が重要で、人権教育への取組や啓発等について、学校、家庭、地域をつなぐためのシステムをインターネット等の活用も含めて、検討していくことが求められる。

また、地域の様々な文化を尊重することの重要性を保護者や地域から発信し、学校との連携のもとで、多様性や包摂性を尊重する教育の充実を進めることが求められる。

1) 取組の主な方向性

① 家庭教育における人権教育・啓発の推進

子どもの人権尊重の精神を育むためには、家庭における教育が重要な役割を担っています。家庭教育は、保護者や保護者に準ずる人が子どもに対して行う教育のことであり、全ての教育のスタート地点です。子どもが、家族とのふれあいを通じて、乳幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身に付けるなど、子どもの人格や人権感覚の形成に大きな影響を与えることから、保護者等が、様々な機会を通して人権感覚を身に付けることが必要です。

「人権教育・啓発に関する基本計画」では、**保護者自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿を持って示していく**ことが大切であるとされています。

また、子どもの豊かな人間性や基本的な生活習慣の確立、規範意識等を育むうえで有効とされる体験活動、運動・スポーツ活動、世代を越えた交流活動などに、大人も積極的に参加し、人と関わる楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことにより、子育てや子どもへの関わりを通して大人の人権感覚を高めることが大切です。

② ライフステージに応じた学習機会の提供・充実

県民一人一人が人権感覚を身に付け、ライフステージに応じた自己の実現や活力ある地域社会づくりを実現するために、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とした社会教育における人権教育の取組を、継続的に推進していくことが大切です。

また、「令和4年度高知県人権に関する県民意識調査」の結果では、多くの県民の方から、人権尊重の社会実現に向けた積極的な教育活動の必要性が指摘されています。

このため、地域住民の学習ニーズに応じたテーマや日時・会場の設定、ICTの活用など、多くの方々が人権に関する学習に参加しやすい環境を整える必要があります。

地域においては、自治会をはじめ住民の自主的な活動やPTA等の団体による活動が数多く展開されており、こうした活動とも連携することが重要です。

③ 指導者等の養成

地域社会において、人権課題を解決していくためには、様々な年齢層の人々や豊かな経験をもつ人々の理解と協力を得ることが大切です。そのためには、人権教育を効果的に推進する指導力のある指導者等の存在が不可欠であり、社会教育や人権啓発に携わる指導者の養成とその資質の向上を図ることが必要です。

市町村における社会教育の担当者には、地域住民に対する研修を企画・運営する力が求められています。担当者同士が相互に連携できるネットワークを構築することも必要です。

④ 人権学習プログラムの活用

社会教育における人権教育を効果的に進めるためには、学習教材やプログラム、学習方法が、学習者の意欲や関心、共感を呼び起こし、気付きを促すものであることが必要です。そのために、身近な素材を取り扱ったり、本音が語れる雰囲気の中で学習者がもっている経験や知識を引き出し学び合う、参加体験型の手法を取り入れるなど、参加者が主体的・能動

的に参加できる学習内容の充実に努めることが大切です。

また、高知県教育委員会が作成してホームページ上で公開しているプログラムなどを参考に、地域の課題や学習者のニーズに応じて活用することも効果的です。

《市町村での取組例》

- ① 保育所・幼稚園、学校等と連携した家庭教育講座や、子育てについての悩み相談等を実施し、家庭教育への支援を行う。
- ② P T Aや子ども会、自治会等の活動と連携し、学校や社会教育施設（公民館や図書館等）を活用して子育てや人権に関する学習や、親子で楽しめる体験活動等（文化・スポーツ活動や自然体験活動等）を行い、幅広い年齢層に対応した人を尊重する態度や互いに支え合う教育を推進する。
- ③ 人権学習教材「みんなでつくる人権学習～さいしょのタネをわたします～」等を活用して、住民のライフスタイルや年齢層を考慮し、身近な人権課題や学習が必要と考えられる人権課題等を取り上げた、学習者が積極的に参加できる機会の充実に図る。
- ④ 少年補導育成センターや警察、医療機関、民間企業・団体等と連携し、情報モラルやネット依存に関する問題についての啓発講座を実施する。
- ⑤ 福祉関係施設等における交流・ボランティア体験（講演やコンサート、高齢者疑似体験、手話・点字・盲導犬・障害者スポーツ等）を企画し、施設の利用者の方との交流を通じた取組を推進し、相互理解を図る。
- ⑥ 夜間中学や「若者サポートステーション」の取組の周知を図り、様々な年代の方への学習機会の確保や、修学に向けた支援を行う。
- ⑦ 人権啓発や男女共同参画、社会福祉、生涯学習、多文化共生・国際交流等の人権教育・啓発に関係する職員が連携し、専門性や実践力の向上を図るとともに、職場内研修や外部への出前講座、ボランティアや地域イベント等の事業の企画・運営を通して、指導者の育成及び指導力の向上につなげる。
- ⑧ 人権教育・啓発担当者が個別の人権課題についての当事者の体験した生活上での困り感や差別の実態等をもとに、研修教材や啓発ポスターを作成したり、作成した教材等を人権課題やテーマごとに分類し、保管を行い、複数の担当者が使用できるようにしたりする等の環境整備を行う。
- ⑨ 人権週間の集いや作品展、交流会などのイベントと併せて研修会や体験学習等を実施し、取組のプログラム化を図るとともに、当事者に対する理解を深める取組を推進する。

(4) 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働

1) 取組の主な方向性

子どもは、保育所・幼稚園等や学校、家庭を含めた地域社会の中で育ちます。そのため、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野の関係者が連携・協働した取組を進めていく必要があります。

就学前から高等学校まで子どもの発達段階に応じて必要な力や人権感覚を育成するためには、各校種間で人権課題についての学習内容の連続性や系統性、生徒指導の充実に図るこ

とが必要です。併せて、子どもが保育所・幼稚園等、学校で人権について学んだことを肯定的に受け止めることができる家庭や地域をつくること、また子どもと保護者や地域の人々が共に学ぶ場をつくることが大切です。

また、保護者や地域住民と共に子どもを育てていくという視点に立って、地域に開かれた保育所・幼稚園等、学校をつくっていく取組を進めることも大切です。さらに、各学校において、近隣の特別支援学校等との行事での交流及び共同学習等を、計画的、組織的に行うことにより、共生社会に向けて連携した取組を推進していく必要があります。

《保育所・幼稚園等、学校、市町村での取組例》

- ① 保育所・幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校の校種間において、子どもの支援・指導の引き継ぎや、連携・協働に向けた取組を行う。
- ② 特別支援学校の児童生徒が居住する地域の小・中学校（居住地校）と教科の学習や学校行事等での交流及び共同学習等を実践し、共生社会の実現に向けた取組を行う。
- ③ 地域の高齢者宅訪問の取組を通じて、高齢者とのふれあいや防災に向けた取組を行い、「ひとにやさしいまちづくり」を促進する。
- ④ 中学校区をもとに保育所・幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校、家庭、地域住民を対象に、公開保育・公開授業や講演を合同で開催し、互いに意見交流し、子どもの発達段階に応じた系統性のある人権学習やユニバーサルデザインに基づく教育・保育の充実を図る。

(5)関係機関・NPO等との連携

1) 取組の主な方向性

私たちの身近なところで、まちづくり、福祉、環境、平和などの人権に関わる様々な啓発活動が展開されています。人権に関わる取組を進めるためには、高知地方法務局や高知県警察本部、各市町村の要保護児童対策地域協議会、社会教育団体、NPO、教育研究団体等と連携・協働しながら効果的に進めていくことが大切です。

《市町村、関係機関での取組例》

- ① 人権に関わるNPOや教育研究団体が主体となって、地域の保育所・幼稚園等、学校の人権教育担当者と連携・協働し、人権教育・啓発に向けた取組や実践交流を行う。
- ② 社会福祉協議会や福祉施設、国際交流支援団体等と保育所・幼稚園等、学校が連携し、行事での交流やボランティア活動、体験活動等（料理、手話、点字、盲導犬、介助犬、障害者スポーツ等）を通じて互いに交流し、子どもや大人の人権感覚や人権意識を育む。
- ③ 人権擁護委員や少年補導育成センター等と連携し、人権尊重の理念や個別の人権課題についての防犯教室や出前授業、人権作文・青少年健全育成作文の取組等を実施し、大人も子どもも学ぶ取組を行う。
- ④ 県立人権啓発センターやこうち男女共同参画センター「ソーレ」、国際交流団体等と連携して、人権課題や外国文化、人権や平和に関する資料やパネル等の企画展示ブースを設置し、大人も子どもも学ぶ取組を行う。